

北対協の借入資格をお持ちの皆様へ

北対協の資金がより使いやすくなります

北対協の借入資格をお持ちの皆様方からのご要望や、社会情勢の変化を踏まえて令和7年4月より、以下のとおり融資制度の一部を改正いたします。ぜひこの機会にご検討願います。

改正内容

<改正1> 修学資金における修学者の人数制限がなくなります。

変更前	修学者2名まで
変更後	修学者3名以上も申込可能

<改正2> 住宅資金の一部で無保証人貸付が可能になります。
(リフォーム、増改築でご利用いただけます。)

<無保証人貸付対象の資金※>

変更前	生活資金、修学資金
変更後	生活資金、修学資金、 住宅資金 (500万円以下で 協会直接貸付のものに限る)

※所定の審査が必要で、貸付利率は連帯保証人を要する場合の利率に0.50%上乘せとなります
(変更後の貸付利率は4月に更新する協会ホームページの「融資のご案内・個人情報保護方針」
をご参照ください)。

改正内容等について、お気軽にお問い合わせください。

北対協札幌事務所 **0120-404-251** (フリーダイヤル)